令和８年 12 月１日採用　地方独立行政法人大阪市民病院機構
事務助手（医療事務の補助等)、看護助手（看護の補助等）の募集について
【障がい者の方対象】

１．募 集 職 種　　事務助手（有期雇用職員）
看護助手（有期雇用職員）

２．業 務 内 容
（１）事務助手　　病院における各種事務の補助業務
・事務の補助
・データ入力（ワード・エクセルを含む）
・書類作成・整理
・コピー
・電話取り次ぎ
・その他事務の補助

（２）看護助手　　病院における病棟等での看護職員の補助業務
・入退院の準備・片づけ等環境整備業務
（ベッド準備、ロッカー整理、患者案内、入院時の簡単なｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ等）
・依頼物品・緊急薬品の受領等メッセンジャー業務
・配膳等食事に関する業務
・ベッドの搬送等移動に関する業務
・薬剤の受領・搬送等診療に関わる周辺業務等
※直接的な身体介助等の業務は行いません。

３．応 募 条 件　　・ 採用日において満 65 歳未満の方（学歴は問いません。）
・ 障がい者手帳をお持ちの方
・ 令和８年 12 月２日以降に雇用期間を開始とする当機構有期雇用職員
採用試験で不採用となった方の再応募はできません。
（現在、当機構採用試験の合否結果待ちも含みます。）
・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第５条（各就業規則により準用する場合を含みます。）に該当される方は、受験することができません。

４．募 集 人 数　　若干名

５．勤　務　先　　【大阪市立総合医療センター】
所在地：大阪市都島区都島本通２-13-22
【十三市民病院】
所在地：大阪市淀川区野中北２-12-27
※上記病院いずれかとなります。

６．雇 用 期 間　　令和８年 12 月１日から令和９年３月 31 日まで
（２回を上限に更新する制度がありますが、更新の可否については、勤務態度等により判断します。また、更新日において満 65 歳未満の方に限ります。）

７．勤 務 時 間　　原則、平日８時 45 分～17 時 15 分

８．給　与　額　　月額 188,268 円（地域手当 16%含む）（予定）

※その他、扶養手当、住居手当、期末手当（いわゆる賞与、年間 2.525 月程度支給予定、60 歳以上の方は 1.425 月程度）があります。
※制度改正があった場合は、金額等が変更される場合があります。

9．休　暇　等　　年次休暇、夏季休暇、忌引などの休暇制度があります。

10．各種保険制度　　大阪市職員共済組合、厚生年金、雇用保険、地方公務員災害補償

11．応 募 方 法　　応募される方は、次の書類１通を郵送又は持参してください。

（１）提出書類　　・履歴書（市販のもの）（写真貼付のこと）
希望職種（事務助手又は看護助手）をご記入ください。
必要に応じて職務経歴書等を添付してください。
・障害者手帳の写し

（２）書類提出先　　〒５３４－００２７
大阪市都島区中野町５-15-21　大阪市都島センタービル５階
大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）
電話：０６－６９２９－３６８７

（３）応募締切　　令和8年 10 月 30 日(金)17 時まで ※必着

12．選 考 方 法　　面接試験（１回）

13．選　考　日　　令和8年 11 月 12 日(木)
試験会場　大阪市都島センタービル（大阪市都島区中野町５-15-21）
※集合時間等の詳細については、応募締め切り後に文書にて通知します。

14．そ　の　他
（１）申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
（２）提出書類はお返しいたしません。提出書類により取得した個人情報は採用試験の実施の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類については、採用にかかる事務手続き等に使用します。
（３）採用試験結果に関するお問い合わせには応じかねます。
（４）就業規則等掲載場所地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内

15．受動喫煙防止措置　　当機構では健康増進法の趣旨に従い、当機構の敷地内を全面禁煙としております。

大阪市民病院機構就業規則第５条（抜粋）
第５条　次の各号に該当する者は職員となることができない。
1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から２年を経過していない者
3. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《案内図》




（最寄り駅からの案内）
大阪メトロ（谷町線）都島駅　2 号出口から西へ徒歩 3 分
JR 西日本（大阪環状線）桜ノ宮駅　東出口から北へ徒歩 7 分